

# 令和6年度社会福祉法人信濃町社会福祉協議会事業計画

## ◆目 標

安心して暮らせる福祉のまちづくり

## ◆方 針

新型コロナウイルス感染症の長期化により、縮小されていた住民主体・住民参加による地域福祉活動も徐々に再開され、改めて人と人とのつながりや交流の大切さを実感しているところです。

また、長引く物価高により生活に不安を感じる方や、複雑・多様化した課題を抱える世帯も増えており、それらの課題に対応するため、包括的な視点で支援体制の強化を図る必要があります。

本会においても厳しい財政状況が続き、現場では人材不足が深刻化している中で、長期的な展望を見据え持続可能な経営強化を図り、社会福祉協議会が地域の社会福祉事業の主たる担い手としてその役割を果たし続けられるよう努めていくことが重要です。

今後も、地域共生社会の実現に向けて、住民の皆さんの声を聞き、ニーズや課題を的確にとらえ、行政・関係機関などとの協働により「福祉のまちづくり」を推進していきます。

- 1 住民主体・住民参加による地域福祉推進
- 2 質の高い福祉サービスの提供
- 3 一人ひとりが自分らしく自立した生活が送れる支援体制づくり

## ◆事業の概要

### 1 法人運営

---

従来での取り組みや、地域福祉において果たしてきた役割などを整理し、組織体制の強化・充実に努め、公共性・公益性の高い非営利団体としての特性を生かし、広く住民や地域の福祉ニーズの把握に努め、それらのニーズに柔軟に対応し、常に情報の開示を行い、事業の透明性を図る。

#### 1) 法人の健全運営

複雑・多様化する福祉ニーズや経営課題に対応する役員体制の整備を行い、経営体制の基盤を強化し法人の健全運営を行う。

- ①理事会・評議員会の開催
- ②経理の適正処理
- ③諸規程整備による適正な法人運営
- ④理事会機能の充実と経営組織等の見直し

#### 2) 職員体制の強化

多様な福祉課題に対応できる事業推進を図るため、職員体制の強化を行い、研修等により職員の資質および専門機能の向上を目指す。また、労働基準法の改正を受け、雇用形態や就業規則を見直し、労務管理や福利厚生の実施を図り、働きやすい職場環境の整備を行う。

- ①職員の充実と組織強化
- ②職員の処遇改善を図る
- ③職員の資質および専門機能の向上を図る
- ④職員研修の企画・実施

### 3) 財政基盤の確立

公的財源の見直しがすすめられる中で、財政基盤の強化を推進し、適正な充  
当財源の検討をし、資金の適切な管理・運用に努め、ニーズに即した事業展開  
を図る。

自主財源	社協会費 ①一般 1世帯1,000円 ②賛助 1口5,000円 寄付金 共同募金配分金
事業収入財源	介護保険報酬等
公的財源	補助金 受託金

### 4) 研究・調査事業

福祉活動に関する各種調査・研究を実施し、住民の実態およびニーズを的確  
に把握するとともに、地域福祉・在宅福祉の活動展開の参考とする。

### 5) 社会福祉充実計画の遂行

平成29年度策定の社会福祉充実計画に基づき、社会福祉充実残額を計画的か  
つ有効に活用していく。

## 2 地域福祉推進事業

### 1 地域福祉推進事業

地域に根ざした住民の助け合い活動・ボランティア活動を通じて、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指し、それらを支えるボランティア人材の発掘と育成を行う。

また、地域の身近な相談窓口としてボランティア活動の拠点となり、ボランティア活動に関する情報提供、体験や学習の機会を設け、行政や関係機関等との連携をより一層強化し、住民参加のまちづくりを支援する。

#### ①お買い物サロン事業

内 容	一人暮らしをはじめとする高齢者世帯、障がい者世帯等を対象として買い物に支援が必要な方を送迎し、商店等の協力を得ながら、利用者やボランティアとの交流を通して、買い物と地域拠点の充実を図ることを目的とする。 月1回 第2金曜日 12回/年 地域交流施設 午前9時30分～午前11時
財 源	社協会費

#### ②ボランティア推進事業（信濃町ボランティア・まちづくりセンター）

内 容	場所：社会福祉協議会 事務所内 時間：月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分から午後5時15分 ボランティアコーディネート業務 ボランティアコーディネーターの設置（1名） ・相談・援助 ・情報提供 ・養成、育成 ・調査、研究 ・活動支援（ボランティア交流会開催ほか） ・ボランティア保険業務 ※掛金は助成制度あり ・意識啓発（ごみ拾い・エコキャップ回収運動ほか）
財 源	社協会費

### ③地域参加応援事業

内 容	<p>地域活動へ参加するきっかけづくりを行い、趣味や生きがいをづくり、仲間づくりを支援する。</p> <p>メンズ・カレッジ～<sup>エン</sup>en～ 年2回</p> <p>レディース・カレッジ～<sup>はな</sup>華～ 年2回</p> <p>合同交流会 年1回</p>
財 源	社協会費・参加費

### ④ふれあいいきいきサロン

内 容	<p>昔ながらのお茶会を地域の方が主体となり開催することによって、地域で顔の見えるつながりを強め、仲間づくり、生きがいをづくりにつなげる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域サロンの開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>野尻地区 毎月第4木曜日午前 12回/年</li> <li>柏原地区 毎月第3金曜日午後 12回/年</li> <li>古間地区 毎月第4金曜日午後 12回/年</li> <li>富士里地区 毎月第3金曜日午前 12回/年</li> </ul> </li> <li>・サロンへの助成金支給</li> <li>・サロン主催者交流会 年1回</li> </ul>
財 源	社協会費・参加費

### ⑤生活支援サービス体制整備推進事業

内 容	<p>高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的として、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーターの役割を担う。</p> <p>1) 生活支援コーディネーターの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信濃町生活支援サービス協議体運営補助</li> <li>・おたっしゅかい（ボランティア養成講座修了生）活動支援</li> <li>・ちょこっとお助けサポーター事業（利用調整等）</li> <li>・介護予防事業（寄ってけ家事業）運営補助</li> </ul> <p>2) 通いの場等活動支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座講師派遣（信濃町生活支援サービス協議体より）</li> <li>・通いの場立ち上げ講座開催 5月下旬予定</li> <li>・新たな通いの場創出の検討</li> </ul>
財 源	町受託金

## ⑥福祉教育の推進

内 容	住民一人ひとりが地域社会の担い手として、自らの地域と福祉に関心を持ち、地域の課題を共有し、その課題解決のための方策を探ることができるよう、社会福祉についてともに学びあい、地域における共生の文化を創造し、地域の福祉力の構築をする。 ①福祉体験教育の普及・実施 ②体験プログラムの開発 ③学校・公民館等との連携 ④福祉意識啓発事業 ⑤防災意識啓発事業 防災教室の開催 年2回
財 源	社協会費

## ⑦戦没者追悼式

内 容	信濃町遺族会の協力のもと、戦没者に哀悼の意を捧げ、平和への願いを新たにす。 6月下旬
財 源	社協会費・参加費

## ⑧生活改善の支援

内 容	町と協議のうえ、はがき・のし袋等を販売し、地域で心のこもったおつきあいの慣習を築くことができるよう支援する。
財 源	社協会費ほか

## 2 福祉団体支援事業

支援団体	住民が主体となって自立した会の運営ができるよう支援する。 信濃町遺族会 信濃町老人クラブ連合会 信濃町身体障害者福祉協会 信濃町手をつなぐ育成会 長野中央少年警察ボランティア協会信濃町ブロック
財 源	社協会費ほか

### 3 配食サービス（お楽しみランチ）事業

内 容	一人暮らし高齢者ならびに高齢者世帯等を対象に、毎週水曜日にお弁当を配達し栄養管理や安否確認を行うとともに、配達ボランティアとの交流を通じて孤独感の緩和を図る。 50回/年
財 源	町受託金・利用料

### 4 友愛訪問事業

内 容	一人暮らし高齢者世帯への定期的（月1回）な訪問により、安否確認や生活相談を通じて、在宅での生活を維持することを目的とする。 100件/月
財 源	町受託金

### 5 家族介護者リフレッシュ事業

内 容	在宅介護者間の交流や相談会を行うことにより、日頃の悩みや疲れを解消し、在宅介護を支援する。（年3回） 6月 施設見学と交流会 10月 日帰り温泉保養 3月 介護教室
財 源	町受託金・参加費

### 6 福祉用具貸与事業

内 容	在宅で用具の必要な方を対象として、用具の貸し出しを通じて、在宅での生活の維持を図る。 手動ベッド・車椅子・エアーマット・サイドテーブル等
財 源	町受託金

## 7 ふれあい昼食会事業

内 容	一人暮らし高齢者を対象に、温泉保養やレクリエーション、健康講座などを通して、社会参加と孤独感の解消を図ることを目的とする。 (年3回) 5月下旬 町長との懇談 11月上旬 温泉保養 3月上旬 介護予防教室・レクリエーション
財 源	町受託金・参加費



### 3 相談・貸付事業

地域で暮らす住民の様々な生活問題・ニーズに柔軟に対応するため、身近な窓口として社会福祉総合相談の充実・強化を図り、問題解決のために必要なサービスにつなげるための助言などを行うことにより、日常的な生活の支援をする。

また、生活困窮者の自立支援に向けて、実態の早期把握と適切な機関へのつなぎの役割を果たし、あわせて日常的な見守りや助け合いの体制づくりをすすめる。

#### 1 総合相談事業

##### ①心配ごと相談

内 容	日常生活のあらゆる相談に応じ、日常的な生活の支援をする。 社会福祉協議会窓口及び専用電話 信濃町社協心配ごと相談所開設 7月9日(火)、2月18日(火) 弁護士無料法律相談所開設 9月27日(金)、3月6日(木) SDNS(社協だれでもなんでも相談) 支館において 各4回/年 運営会議開催 年1回/2月 心配ごと相談員8名委嘱
財 源	社協会費

##### ②日常生活自立支援事業

内 容	判断能力が不十分な方を対象として、日常生活を営む上で必要となる福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理などを生活支援員が支援することにより、可能な限り自立して、社会参加ができるよう、人権を社会的に保護する。 生活支援員2名委嘱 ※町社協単独実施に向け準備 本会独自サービスとして、日常生活自立支援事業対象外の子どもがいる世帯等で、ライフラインの確保や教育の保障が必要な場合、可能な限り生活を保護する通帳預かりサービスの実施。
財 源	社協会費

### ③生活困窮者等自立相談支援事業（福祉事務所未設置町村による相談事業）

内 容	生活困窮者自立支援制度により、福祉事務所を設置していない町村において、一時的な相談支援として、既存の相談窓口を活用した出張相談所の設置をおこなう。
財 源	町受託金

### ④要援護世帯等支援事業

内 容	<p>低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯等支援が必要な要援護世帯に対し、見守り・安否確認訪問や、緊急一時的に必要な食料支援等をおこなう。合わせて、長野県社会福祉協議会をはじめとした各関係機関との連携強化を図る。</p> <p>①配食支援                  ②入浴支援                  ③食料支援 フードドライブ定例実施 12回/年                  食料お渡し会 4回/年                  ④就労支援（しごとサポート）                  ⑤子どもに対する学習・生活支援事業（県委託事業）                  ⑥信濃町養育支援訪問事業（町委託事業）</p>
財 源	社協会費・町受託金・県受託・利用料

### ⑤福祉ネットワークづくり

内 容	各種関係機関や関係団体等と連携を図り、生活課題の発見や、地域での見守り・支え合い活動を促進し、災害発生時も見据えた地域全体での福祉ネットワークを構築する。
財 源	社協会費

### ⑥あんしん未来創造センター事業

内 容	公的支援・サービスでは対応できない課題やなじまない課題に対応するため、様々な困難を抱えながらも、自立に向けて歩み始める方々に新たな支え合いによる支援を行う。（県内社協公益事業）
財 源	社会福祉充実残額

## 2 災害見舞事業

内 容	火災ならびに自然災害等により被災された方へ見舞金を支給する。 住家（全壊・全焼・流失） 30,000円 （半壊・半焼・床上浸水） 10,000円 人身（死亡） 30,000円
財 源	社協会費

## 3 善意銀行貸付事業

内 容	低所得世帯へ生活資金等（限度額10万円）の貸付を行う。
財 源	善意銀行積立金

## 4 生活福祉資金貸付事業

### ①生活福祉資金貸付

低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯等に対し、民生委員や県社会福祉協議会と連携を図りながら、無利子や低金利で資金の貸付を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長、社会参加の促進を図る。

資金名	内 容	対 象 者
総合支援資金	生活再建に必要な資金の貸付	失業等、日常生活全般に困難を抱えている世帯
福祉資金	日常生活または自立生活に必要な資金の貸付	低所得世帯 高齢者世帯
教育支援資金	高校・大学等の就学に必要な資金の貸付	低所得世帯
不動産担保型生活資金	土地や建物を担保に生活を支援	低所得高齢者
臨時特例つなぎ資金	離職者を支援する公的給付等開始までのつなぎ資金の貸付	住居のない離職者

### ②緊急小口資金等特例貸付実施後の相談支援体制強化事業

内 容	特例貸付償還免除世帯や償還困難世帯等へのフォローアップ支援 自立相談支援機関（まいさぼ）との連携支援 特例貸付借入世帯等の今後の生活に対する必要な支援
財 源	県社協補助金

## 4 共同募金配分金事業

毎年10月から実施される赤い羽根共同募金運動にて協力をいただく募金の一部を、次年度のさまざまな地域福祉事業に活用し、寄付者である住民が募金活動を通じて地域福祉活動に参加する意識を持ち、より一層の地域福祉向上を目指す。

### 1 高齢者福祉事業

#### ①いきいきねんりのつどい

内 容	長年にわたり社会に貢献された65歳以上の方の長寿を祝い、ますます健康でいきいきと暮らせるよう開催する。 10月4日（金） 古間地区 10月18日（金） 富士里地区 11月1日（金） 野尻・古海・熊坂・柏原地区 保育園児ステージ発表 お笑いパフォーマンスステージ
財 源	共同募金配分金・社協会費ほか

#### ②いきいき年賀状

内 容	一人暮らし高齢者へ児童が作成した年賀状を配布し、心あたたまる新年を迎えられるようにする。
財 源	共同募金配分金

## 2 障がい児・者福祉事業

### ①希望の旅

内 容	障がいをお持ちの方で、介護が必要な方や家庭の事情等により、普段外出することが困難な方を対象に、日帰り小旅行を通じて社会参加と自立促進を図る。 7月中旬予定
財 源	共同募金配分金・社協会費ほか

### ②障がい福祉理解促進事業

内 容	当事者や関係団体との協力を得ながら交流や、さらに充実した啓発活動をとおして障がい児・者福祉への理解促進を図る。 ・豚汁交流会の開催 年1回（12月予定） ・お買い物サロンへの出店参加促進 ほか
財 源	共同募金配分金・社協会費ほか

### ③車椅子対応車両の貸出

内 容	車椅子を利用している方や、日常生活を営む上で歩行に支障のある高齢者等に車椅子対応の車両を貸し出し、外出や社会参加の促進を図る。
財 源	共同募金配分金・社協会費ほか

## 3 児童・青少年福祉事業

### ①サマーチャレンジボランティア

内 容	小・中学生等を対象として、福祉理解啓発活動やボランティア体験を通じて、子どもの豊かな人間性を育むことを支援する。 8月上旬
財 源	共同募金配分金

## 4 住民全般福祉事業

### ①企画・広報事業

内 容	広報誌の発行およびホームページ等による情報発信を行い、常に住民の福祉意識の啓発・高揚を図る。 ・社協だより 年6回（奇数月）発行 ・ホームページ 随時更新
財 源	共同募金配分金ほか

### ②ボランティア意識啓発事業（ごみ拾い）

内 容	ごみ拾いを通じて、地域の一員であることを再認識し、環境を守る活動や、ボランティア活動への理解を深め、住みよいまちづくりを目指すことを目的とする。 10月26日（土） ごみ拾い（北信五岳道路）
財 源	共同募金配分金ほか

### ③災害援護配分金

内 容	火災ならびに自然災害等による被災者へ見舞金を支給 人身（死亡） 10,000円 住家（全半壊・全半焼・流失、床上浸水） 10,000円
財 源	共同募金配分金

### ④自動車整備配分事業

内 容	ふれあいいいききサロン事業で使用している車両の老朽化に伴い、本配分金を活用して、より安心・安全に利用できるよう車両整備を行う。
財 源	共同募金配分金ほか

## 5 介護保険サービス事業

介護保険制度の下、法令を遵守し、制度改正に即応した良質できめ細やかなサービス提供をおこなう。また、利用者やその家族との信頼関係を築き、各関係機関等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供と合わせて、徹底的な経営管理を行い安定的な事業の経営に努める。

○介護保険報酬改定

### ①苦情解決第三者委員の設置

内 容	福祉サービスへの満足度を高め、利用者個人の権利の擁護とサービス提供者としての信頼及び適正性の確保を図る。 第三者委員 2名委嘱
-----	--------------------------------------------------------------------

## 1 指定居宅介護支援事業

事業所名	信濃町社協指定居宅介護支援事業所（生活保護法指定）
目 的	要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように適切な居宅サービス計画（ケアプラン）を作成する。また、常に利用者の立場に立って、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう関係機関との連携に努め、継続的に自立を支援する。
サービス提供時間帯	月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分
職員体制	管理者 主任介護支援専門員
サービスの内容	居宅介護支援

## 2 指定訪問介護事業

事業所名	信濃町社協指定訪問介護事業所（生活保護法指定）
目的	要介護者等が可能な限り居宅において能力に応じ、自立した日常生活を営むことを目指し、利用者や家族が安心して生活できるよう、入浴、排せつ、食事の介助その他生活全般にわたる援助を行う。 また、各関係機関等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
サービス提供時間帯	年中無休 午前7時30分から午後6時30分
職員体制	管理者・サービス提供責任者・訪問介護員
サービスの内容	訪問介護 介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス 介護職員等処遇改善加算の改定（令和6年6月施行） 社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担軽減事業



### 3 指定地域密着型通所介護事業

事業所名	宅老所こころ（生活保護法指定）
目的	小規模で家庭的な雰囲気の中、利用者の安定した在宅生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持・向上等を図るとともに、その家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとして、柔軟なサービスを提供する。
サービス提供時間帯	年中無休（ただし1月1日は休業） 午前8時00分から午後6時00分
定員	13名
職員体制	管理者・生活相談員・看護職員・介護職員・運転職員
サービスの内容	地域密着型通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス 介護職員等処遇改善加算の改定（令和6年6月施行） 社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担の軽減事業

## 6 障害福祉サービス事業

---

障害者総合支援法の下、それぞれの障がいの程度や状況をふまえ、居宅介護（ホームヘルプ）サービスの提供を行い、利用者の有する能力や適性に応じて、可能な限り自立した日常生活及び社会生活を営むことを目指し、入浴、排せつ、食事の介助その他生活全般にわたる援助を行う。

事業所名	信濃町社協指定訪問介護事業所（生活保護法指定）
目的	居宅において日常生活を営むことができるよう、障害者総合支援法に基づく居宅介護を適切に提供する。
サービス提供時間帯	年中無休 午前7時30分から午後6時30分
職員体制	指定訪問介護事業に準ずる
サービスの内容	居宅介護 ①身体介護 ②家事援助 福祉・介護職員等処遇改善加算の改定（令和6年6月施行）

## 7 他機関との共同推進

---

### 1 日本赤十字社事業の共同推進（日本赤十字社長野県支部信濃町分区）

内 容	詳 細
日本赤十字社活動資金運動	4月より募金活動
災害義援金・救援金	災害発生時、状況に応じて義援金・救援金を受付
災害見舞	火災ならびに自然災害等による被災者へ見舞金・毛布を支給 人身（死亡） 10,000円 住家（全半壊・全半焼・流失、床上浸水）毛布1枚
赤十字奉仕団育成事業	町総合防災訓練への出動ほか炊き出し訓練等

### 2 共同募金事業の共同推進（長野県共同募金会信濃町共同募金委員会）

内 容	詳 細
赤い羽根共同募金の推進	10月1日より募金活動